

(参考様式2)

浦臼町における「人・農地プラン」の協議結果について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年 3月31日

浦臼町長 川 畑 智 昭



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- ① 鶴沼第1
- ② 鶴沼第2
- ③ 鶴沼第3
- ④ 浦臼第1
- ⑤ 浦臼第2
- ⑥ 浦臼第6A
- ⑦ 浦臼第6草原
- ⑧ 浦臼第7
- ⑨ 浦臼第8A
- ⑩ 浦臼第8B
- ⑪ 晩生内第1
- ⑫ 晩生内第3A
- ⑬ 晩生内第3B

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3年 3月30日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

- ① 鶴沼第1 (個人 27経営体、法人 5経営体)
- ② 鶴沼第2 (個人 36経営体、法人 3経営体)
- ③ 鶴沼第3 (個人 20経営体、法人 1経営体)
- ④ 浦臼第1 (個人 19経営体、法人 3経営体)
- ⑤ 浦臼第2 (個人 14経営体、法人 1経営体)

- ⑥ 浦臼第6A (個人 7経営体、法人 1経営体)
- ⑦ 浦臼第6草原 (個人 15経営体、法人 1経営体)
- ⑧ 浦臼第7 (個人 24経営体、法人 1経営体)
- ⑨ 浦臼第8A (個人 11経営体、法人 2経営体)
- ⑩ 浦臼第8B (個人 30経営体、法人 1経営体)
- ⑪ 晩生内第1 (個人 22経営体、法人 2経営体)
- ⑫ 晩生内第3A (個人 24経営体)
- ⑬ 晩生内第3B (個人 18経営体)

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない

#### 5. 農地中間管理機構の活用方針

リタイヤ(離農)や経営規模縮小により生じた農地は、農地中間管理機構へ貸し付け、農地中間管理事業を活用することにより地域の担い手に利用集積を図ることを基本として検討するものとする。

農地中間管理事業による地域の担い手への利用集積が地域の実情にそぐわない場合にあっては、従来どおり、農業委員会による利用調整により、地域の担い手に対して集積・集約化を図るものとする。

#### 6. 地域農業の将来のあり方

各地域とも60歳以上の経営者が概ね5割程度を占めており、現役経営体の高齢化と担い手不足が深刻な地域となっている。

60歳以上の経営体のうち、後継者のいる経営体の割合は約18%程度であり、離農等により他経営体への農地集積が進んだことに伴い、前回見直し時より割合が増加しているが、引き続き将来に向けた担い手の確保が必要である。

既に大規模経営を展開している経営体もあり、現状を上回る経営規模の拡大が困難な場合は、法人経営体や入作も含め、今後出てくる農地の受け皿となる経営体の育成・確保と新規就農者の積極的な受入を図り、将来的な農地利用集積に向けた計画を引き続き検討していくものとする。

##### 【取組事項】

- ・新規就農の促進
- ・6次産業化
- ・農産物の高付加価値化
- ・農業経営費の低コスト化
- ・農業経営の法人化